

しょうがい りゆう さべつ だれ とも い きたきゅうしゅうし かん じょうれいしこうきそく  
障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例施行規則

へいせい ねん がつ は つ か  
平成29年12月20日  
きそくだい ごう  
規則第62号

しゆし  
(趣旨)

だい じょう きそく しょうがい りゆう さべつ だれ とも い きたきゅうしゅうし  
第1条 この規則は、障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり  
かん じょうれい へいせい ねんきたきゅうしゅうしじょうれいだい ごう い か じょうれい  
に関する条例（平成29年北九州市条例第37号。以下「条例」という。）の施行に  
かん ひつよう じこう さだ  
関し、必要な事項を定めるものとする。

かいぎ  
(会議)

だい じょう じょうれいだい じょうだい こう きてい きたきゅうしゅうししょうがいしゃさべつかいしやういんかい い か  
第2条 条例第11条第1項に規定する北九州市障害者差別解消委員会（以下  
いんかい  
「委員会」という。）の会議は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長  
けつ か ひどうすう かいちょう  
の決するところによる。

しよむ  
(庶務)

だい じょう いんかい しよむ ほけんふくしきよく しより  
第3条 委員会の庶務は、保健福祉局において処理する。

いんかい にか いにん  
(委員会に係る委任)

だい じょう きそく さだ いんかい うんえい かん ひつよう じこう かいちょう さだ  
第4条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

じよげんおよ もうした  
(助言及びあっせんの申立て)

だい じょう じょうれいだい じょう きてい もうした じよげん もうしたてしよ しちやう ていしゆつ  
第5条 条例第13条の規定による申立ては、助言（あっせん）申立書を市長に提出し  
おこな  
て行うものとする。ただし、当該申立てをする者が、障害その他やむを得ない理由によ  
とうがいもうしたてしよ ていしゆつ みと ばあい こうとう おこな  
り、当該申立書の提出をすることができないと認められる場合には、これを口頭で行う  
ことができるものとする。

じよげんおよ ほうほう  
(助言及びあっせんの方法)

だい じょう じょうれいだい じょうだい こう きてい じよげんまた とうじしゃ とうがいじよげん  
第6条 条例第15条第2項の規定による助言又はあっせんは、当事者に対し、当該助言  
また  
又はあっせんの内容、その理由その他の事項を記載した書面の交付その他適当な方法によ  
おこな  
り行うものとする。

かんこく  
(勧告)

だい じょう じょうれいだい じょう きてい かんこく かんこくしよ こうふ おこな  
第7条 条例第18条の規定による勧告は、勧告書を交付して行うものとする。

こうひやう  
(公表)

だい じょう じょうれいだい じょうだい こう きてい こうひやう かんこく う じぎやうしゃ しめいまた  
第8条 条例第19条第1項の規定による公表は、勧告を受けた事業者の氏名又は  
めいしやうおよ じゆうしよなら ほうじん だいひやうしゃ しめい かんこく ないやう こうひやう りゆう た  
名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、勧告の内容、公表の理由その他  
ひつよう じこう きたきゅうしゅうしこうほう とうさい おこな  
必要な事項を北九州市公報に登載して行うものとする。

ひょうしょう  
(表彰)

だい じょう じょうれいだい じょう きてい ひょうしょう  
第9条 条例第24条の規定による表彰について、その対象、方法その他の必要な  
じこう べつ ほけんふくしきょくちょう さだ  
事項は、別に保健福祉局長が定める。

ちょうひょう ようしき  
(帳票の様式)

だい じょう つぎ かか ちょうひょう ようしき べつ ほけんふくしきょくちょう さだ  
第10条 次に掲げる帳票の様式は、別に保健福祉局長が定める。

(1) じょげん (あっせん) もうしたてしよ  
助言(あっせん)申立書

(2) かんこくしよ  
勧告書

いにん  
(委任)

だい じょう きそく しこう かん ひつよう じこう べつ ほけんふくしきょくちょう さだ  
第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に保健福祉局長が定める。

ふ そく  
付 則

きそく こうふ ひ しこう だい じょう だい じょう およ だい じょう  
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第8条まで及び第10条の  
きてい へいせい ねん がつ にち しこう  
規定は、平成30年4月1日から施行する。